

意見書第8号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和3年8月30日提出

提 出 者

香芝市議会議員

中 井 政 友

賛 成 者

香芝市議会議員

青 木 恒 子

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな要因になっています。会話が少なくなることで脳の機能低下につながり、鬱や認知症にもつながるのではないかと懸念されています。

平成29年（2017年）国際アルツハイマー病会議において、ランセット国際委員会が「認知症の約35%は予防可能な9つの要因により起こると考えられる。その中では難聴が最大のリスク因子である」との意見を述べられました。

補聴器は平均価格が15万円程度の高額で「高く買えない」と悲鳴が上がっています。身障者手帳を所持されている高度・重度の難聴者は障害者福祉の補装具として1割負担で購入できますが、中度・軽度の難聴者は身障者手帳を取得できず、福祉の対象外になっています。

日本の難聴者率は欧米と比べて大差ありませんが、欧米諸国の多くの国で医療の問題として公的補助が行われているため、日本の補聴器保有率14%に対して2倍から3倍程度の保有率となっています。

全国各地で加齢性難聴者の補聴器購入の実現を求める声が広がり、補助を実施する自治体も出てきています。補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防や健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながると考えます。よって、国及び政府等においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年 月 日

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿
総務大臣	武田	良太	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿

奈良県香芝市議会